

## 地方分権の推進に関する提言

### 兵庫県地方分権推進自治体代表者会議

兵庫県知事	井戸 敏三
兵庫県議会議長	松本 隆弘
兵庫県市長会会長	藤原 保幸
兵庫県市議会議長会会長	福本 巧
兵庫県町村会会長	庵途 典章
兵庫県町議会議長会会長	清水 俊博

我が国は本格的な人口減少や少子高齢化、東京一極集中という課題に直面している。これらの課題を乗り越え、人口減少が進む中でも活力が持続し、発展する地域を自ら創る「地域創生」を軌道に乗せていかなければならない。しかし、地域の現状や課題は多種多様であり、一律の解決策では対応できない。それだけに、行政システムを中央集権型から、地方のことは地方自らの判断と権限、財源で取り組める地方分権型に転換することが必要である。

我々兵庫県内の地方六団体は、喫緊の課題である地域創生を成し遂げるとともに地方分権を一層推進し、地域から日本の明るい未来を切り拓くため、以下の項目について提言する。

#### **I 地域創生の総合的推進**

- 1 国土の双眼構造の構築
- 2 人と企業等の地方移転の促進
- 3 どこでも安心して暮らせる生活環境の構築
- 4 交通インフラ等の整備
- 5 交流人口の増加に向けた施策の実施
- 6 地方創生推進対策の充実
- 7 地域活性化に向けた規制改革の推進

#### **II 地方分権改革を推進する仕組みの構築**

- 1 中央集権制限法の制定
- 2 国と地方の協議の場の機能強化
- 3 地方分権改革に対する地方意見への真摯な対応

#### **III 地方税財政の充実・強化**

- 1 地方財政計画の充実
- 2 地方交付税の機能の充実
- 3 地方税制の抜本的改革の実施
- 4 ふるさと納税における適切な制度設計

## I 地域創生の総合的推進

【東京圏への人口の社会増】（出典 総務省「住民基本台帳人口移動報告」）

区 分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
東京圏	119,357 人	117,868 人	119,779 人
うち東京都	81,696 人	74,177 人	75,498 人

※東京圏は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県合計

【平成29年中の兵庫県の社会移動の状況】（出典 総務省「住民基本台帳人口移動報告」）

平成29年中の本県の社会移動の状況 …本県の転出超過は依然高水準

[実数] ▲6,657人 全国46位 (47位福島) [増減率] 全国19位 (47位青森県)

(人)	転入超過数	東京圏	東京都	大阪府	0～19歳	20～29歳	30～39歳	40歳以上
H27	▲ 7,409	▲ 7,490	▲ 4,955	▲ 2,240	360	▲ 5,518	▲ 1,399	▲ 853
H28	▲ 6,760	▲ 7,203	▲ 4,606	▲ 2,069	430	▲ 5,743	▲ 954	▲ 493
H29	▲ 6,657	▲ 7,356	▲ 4,742	▲ 1,791	217	▲ 5,991	▲ 694	▲ 189
H29-H28	103	▲ 153	▲ 136	278	▲ 213	▲ 248	260	304

### 1 国土の双眼構造の構築

#### (1) 首都機能バックアップ構造の構築【内閣官房】

- ・首都にいかなる事態が発生しても首都中枢機能を維持する危機管理の観点に加え、関西の強みであり成長分野であるライフサイエンス産業の振興など、わが国の成長戦略の観点からも、関東と関西の双方に政治、行政、経済の核が存在する国土の双眼構造を目指し、首都機能のバックアップ拠点について早急に検討を進めること。あわせて、関西の位置づけを明確にした政府業務継続計画（BCP）を策定すること。

#### (2) 政府関係機関移転基本方針の速やかな実施【内閣官房、文部科学省】

- ・基本方針（H28.3.22 まち・ひと・しごと創生本部決定）で決定した地方移転を着実に実施するとともに、その効果が発揮されるように対応すること。
  - － 兵庫県関係：理研「科学技術ハブ推進本部関西拠点」
- ・基本方針及び今後の取組（H28.9.1同）において明記された政府主体による地方移転に関する実証実験について、全省庁が対象事務の選定及び実施期間を盛り込んだ工程表を作成の上、速やかに実施すること。
- ・兵庫県は、人と防災未来センター、WHO神戸センター、アジア防災センターなど国際的な防災教育・研究機関が集積している。また、スーパーコンピュータ「京」やSPring-8、SACLAなどの先端科学技術基盤も集積している。このため、防災教育・研究や科学技術に関連した首都圏に立地する教育・研究機関の兵庫県への移転や集積を図ること。

#### (3) 防災庁の創設【内閣官房、内閣府】

- ・南海トラフ巨大地震や首都直下型地震等の“国難”に的確に対処するため、過去の教訓を踏まえた調査研究や事前の防災対策のシナリオ化など一連の災害対策を担う専門性を有する双眼的組織である防災庁を創設すること。
- ・首都機能のバックアップと国土のリダンダンシー確保の観点から、防災庁の拠点は複数設置するものとし、西日本の拠点については関西、その中でも特に関係機関が集積する神戸周辺に設置すること。

## 2 人と企業等の地方移転の促進

### (1) 地方に人や資本を環流させる抜本的な対策の実施【内閣官房、総務省、文部科学省、経済産業省】

- ・地方創生の様々な取組が進められているが、住民基本台帳人口移動報告によると、東京圏への人口集中は止まるどころか増加傾向にある。まち・ひと・しごと創生基本方針2018で掲げられた、「UIJ ターンによる起業・就業者創出(6年間で6万人)」「女性・高齢者等の活躍による新規就業者の掘り起こし(6年間で24万人)」等を実現するため、大胆な施策を国の責務として立案、実行すること。

#### ア 東京圏への立地の適正化

- ・「首都圏の既成市街地における工場等の制限に関する法律」(平成14年廃止)に規定があった大規模な工場や大学に加え、企画開発・研究部門や人事・研修部門等の本社機能を有する事業所といった人口増加の原因となる施設の東京圏への新規立地、事業所の集約化を抑制する制度を創設すること。

#### 【工場等制限法(首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律(概要))】

- [目的] 既成市街地への産業・人口の過度の集中を防止し、都市環境の整備・改善を図る
- [制限対象] ①面積500㎡以上の製造業の用に供する工場の作業場の新增設  
 ②面積1,500㎡以上の大学及び高等専門学校の教室の新增設  
 ③面積800㎡以上の専修学校及び各種学校の教室の新增設

#### イ 地方の国公立大学の特色化

- 新**・再生医療や革新的創薬、予防医療などの先端医療関連、水素などの次世代エネルギー・環境分野、航空宇宙、ロボット、AI、IoTなどの情報技術分野等、地方の強みを生かした研究拠点をつくるとともに、必要な研究費を重点配分すること。
- 新**・防災・減災や野生動物研究、ジオパーク、景観園芸など、国レベルの課題や新たな研究分野に対応し、地域の強みや地域資源を活用した学科に対する運営費及び研究費を支援すること。
- 新**・専門職大学を含む地方の国公立大学について、社会人になってからも生涯にわたり教育機関で学び直すりカレント教育を図る拠点としての整備を支援すること。

### (2) 人と企業の地方移転を促進する税制の充実・強化【内閣官房、内閣府、総務省、財務省】

#### ア 地域別の法人税率の設定

- ・東京から地方への人口移動を更に促進するため、地方拠点強化税制に加えて、法人税について東京圏、その他の都市圏、多自然地域で異なる税率を適用する地域別税率制度を導入すること。

#### イ UJIターンを促す個人住民税の地域別課税制度の導入

- ・都市から農村への人の移動を促すため、個人住民税の税率や課税方式について、全国一律ではなく、大都市ほど負担を重く、農村部ほど軽くする地域別課税制度の導入を検討すること。

#### 【個人住民税の均等割見直し(H16)】

人口に応じて税額が3段階あった市町村民税の均等割の額が、人口50万人以上の市だけに適用されてきた3,000円に一本化された。

H15まで		H16改正
人口50万人以上の市	3,000円	3,000円
人口5万以上50万未満の市	2,500円	
その他の市及び町村	2,000円	

ウ 第二住民登録制度など関係人口を拡大する取組への支援

**新**・UJIターン、二地域居住を促進するため、本来の居住地とは別に住民として登録する第二住民登録制度を創設するとともに、登録者に対して、住民税を分割できる制度を創設すること。

エ 企業誘致のため地方税の減額課税等を実施した場合の減収補填措置の創設

・人と企業の地方への移転を促進するため独自に地方税の税率引下げや免除を行った場合に、その減収相当分について、財政力に応じ補填を行う仕組みを導入すること。

(3) 地方拠点強化税制の充実【内閣府、経済産業省、厚生労働省】

ア 税制の拡充及び併用

・地方への企業立地を更に進めるため、当該税制を引き続き実施すること。  
 ・オフィス減税の税額控除の率及び雇用促進税制の税額控除額を倍増するなど大幅に拡充すること。

**新**・本社機能の移転・拡充に伴う雇用を促進するため、平成30年度から併用不可となったオフィス減税と雇用促進税制の併用を可能とすること。

【「地方拠点強化税制」の概要】

区分	内容	
地方に所在する本社機能の拡充 (拡充型)	オフィス減税	建物、附属設備（空調等）、構築物（駐車場等）を取得した場合、取得価額に対し、特別償却15%または税額控除4%
	雇用促進税制	雇用増1名につき60万の税額控除（最大）
東京23区から地方へ本社機能を移転 (移転型)	オフィス減税	建物等（拡充型と同じ）の取得価額に対し、特別償却25%または税額控除7%
	雇用促進税制	（雇用増1名につき60万円+上乗せ分30万円）×3年の税額控除（最大）

・本社機能移転に伴う従業員の異動の際には、従業員用住宅の確保が不可欠なことから、社宅、社員寮の取得・整備についても支援の対象とすること。

イ 地方活力向上地域特定業務施設整備計画における認定要件の適正化

・本社機能移転は、経営合理化の面から実施されることが多く、法人全体の従業者数の増加を要件とすることは適切でない。そのため、税制上の優遇措置を受けるために必要な施設整備計画の従業者数に関する認定要件は移転先のみの増加数とすること（現行の増加数の要件：大企業5人以上、中小企業2人以上）。

ウ 雇用促進税制の適用における従業員数に関する要件の緩和

・雇用促進税制は、法人全体の本社機能に従事する従業者の増加数を引下げるなど適用要件を見直すこと（中小企業2人以上→1人以上）。

3 どこでも安心して暮らせる生活環境の構築

(1) 保育の充実【内閣府、厚生労働省】

ア 保育の「質」と「量」の確保

① 保育所等の増設・定員拡大に必要な財源の確保

・待機児童問題については、女性の就労意欲の高まり、保育料無償化・軽減化や保育所整備等の保育施策の推進による需要の喚起等により、働く者の希望全てには応えきれておらず、早急に解消しなければならない。消費税率引き上げ分の用途変更に伴い、幼児教育の無償化や待機児童解消に向けた32万人分の保育の受け皿整備の

前倒しにあたり、特に都市部において待機児童が増加している状況を踏まえ、待機児童の解消に見合う保育所等の増設・定員拡大に必要な保育所等整備交付金などの財源を確保すること。

【県内の保育所等定員の状況】 (単位：人)

区分	H29		H30	
	H29.4.1		H30.4.1	
申込者	105,685	—	108,793	—
定員	101,658	—	105,754	—
拡充数	—	4,096 (1,932)	—	5,000 予定
待機児童数	1,572	—	2,009	—

※括弧は企業主導型保育事業の数値 (内数)

※H30 待機児童数は暫定値

(出典：兵庫県)

【待機児童数】 (単位：人)

市名	H29	H30
神戸市	93	332
尼崎市	87	156
西宮市	323	413
明石市	547	586
姫路市	126	185
政令市・中核市計	1,176	1,672
県内合計	1,572	2,009

(出典：兵庫県)

## ② 地方の実情に応じた保育所等の設置基準等の見直し

- ・特に都市部における保育所等の増設・定員拡大を一層推進できるよう、保育所の乳児室・ほふく室・保育室・園庭の面積等の設置基準を、地方自治体が地方の実情に応じて弾力的に設定できるよう見直すこと。
- ・認定こども園への移行を促進するため、人員配置や設備、運営に関する基準について、地方自治体が地方の実情に応じて弾力的に設定できるよう見直すとともに、必要な財源を確保すること。

### 【現行基準による支障事例】

- ・待機児童が増える中、幼稚園と認定こども園の配置基準が異なっており、(例：3歳児だと、幼稚園は児童35人に1人、認定こども園は児童20人に1人の保育教諭の配置が必要) 認定こども園への移行を進めたくても、保育教諭等の確保が困難なため移行できない園等もある。

### 【認定こども園の配置基準】

区分	0歳児	1～2歳児	3歳児	4～5歳児
保育教諭1人当たり児童数	3人	6人	概ね20人	概ね30人

※幼稚園は1学級(35人)ごとに少なくとも専任の教諭1人必要

## ③ 「保育の質」を確保する監査指導体制等の充実支援

- ・重大な違法行為を含む不適切な保育等が行われないよう、安心して預けられる「保育の質」を確保するため、保育・教育施設に対する法令遵守研修等の実施や監査指導体制の強化を図るための必要な財政措置を講じること。また、指導監査の効率化、施設側の負担軽減を図るため、社会福祉法人の監査と同様にガイドラインを示すこと。

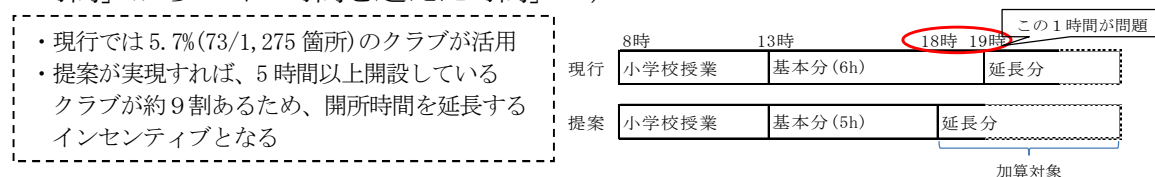
### イ 保育士の処遇改善

- ・子供の受け入れを増やしたくても保育士を確保できない状況が生じていることから、保育士の給与水準の向上につながるよう公定価格を上げること。
- ・保護者が安心して子供を預けられるよう、保育士配置基準の更なる改善とこれに伴う財政措置を充実すること。

## (2) 放課後児童対策の充実【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

・待機児童の解消に向け、「放課後子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」を一体的に活用し、すべての児童に開かれた放課後の居場所づくりを円滑に進められるよう以下の措置を講じること。

- 「ニッポン一億総活躍プラン」及び「骨太の方針2018」で示された放課後児童クラブの受け皿拡大（2015～2018年度+30万人、2019年～2023年度+30万人）の着実な推進
- 「放課後子ども教室」及び「放課後児童クラブ」の国負担割合の引上げ（現行国1/3→1/2へ）
- 地域のニーズに応じて夕刻・夜間まで開所する放課後児童クラブを支援するための長時間開所加算（平日分）の対象拡大（「1日6時間を超え、かつ18時を超えた時間」から「1日5時間を超えた時間」へ）



- 10人未満の小規模クラブすべての補助対象化（山間地や漁業集落、へき地、離島で実施する場合と同様に、都市近郊の農村地域やオールドニュータウン等も対象に）
- 放課後児童支援員等の処遇改善を図るための確実な財政措置

## (3) 医療の充実【厚生労働省】

### ア 都道府県等が単独で実施している乳幼児医療費等の助成制度の国における制度化

- ・全ての都道府県が単独で実施している乳幼児、障害者（児）、ひとり親家庭、高齢者等の医療費に対する助成制度は、医療に関わるセーフティネットとして必要不可欠であることから、国において早期に制度化すること。それまでの間は、地方交付税措置を含めた十分な財政措置を実施すること。
- ・医療費の自己負担に対する助成制度が医療費増大の一因と捉えて実施している、国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置を廃止すること。

### イ 国民健康保険の都道府県単位化への対応

#### ① 財政基盤の強化

- ・毎年3,400億円の公費拡充を確実に実施すること。
- ・被保険者の保険料負担が急激に上昇することのないよう、激変緩和措置に必要な財源を全額国費で確保すること。

#### 【国の3,400億円の財政支援の概要】

都道府県は、毎年3,400億円の公費拡充を前提条件として国保改革に合意

○H27から実施（毎年約1,700億円）

- ・低所得者対策の強化

○H30から実施（毎年約1,700億円）※H27分に加えて実施⇒合わせて3,400億円

- ・財政調整機能の強化（財政調整交付金の実質的増額）※うち激変緩和用の財源（暫定措置）:300億円(H30)
- ・自治体の責めによらない要因による医療費増・負担への対応
- ・保険者努力支援制度（医療費の適正化に向けた取組等に対する支援）
- ・財政リスクの分散・軽減方策（財政安定化基金の創設・高額医療費への対応等）等

- ・平成31年度からの財政支援のあり方については、新制度の施行状況を踏まえ、子育て世帯の経済的負担を軽減する観点から、高校生以下の子供に関する均等割保険

料を廃止するなど、地方と十分協議しながら決定すること。また、そのために必要な財源を国費で確保すること。

- ・都道府県単位化を円滑に進めるため、現在市町村が抱える国民健康保険事業の累積赤字を解消するための措置を講じること。

＜国民健康保険の問題点＞

- ・年齢構成が高く、医療費水準が高い
- ・年金生活者や非正規雇用者が多いため、所得水準が低く、保険料負担が重い

⇒ 赤字が恒常化  
H27 実績で約 2,800 億円  
(兵庫県では約 42 億円)

＜都道府県単位化の課題＞

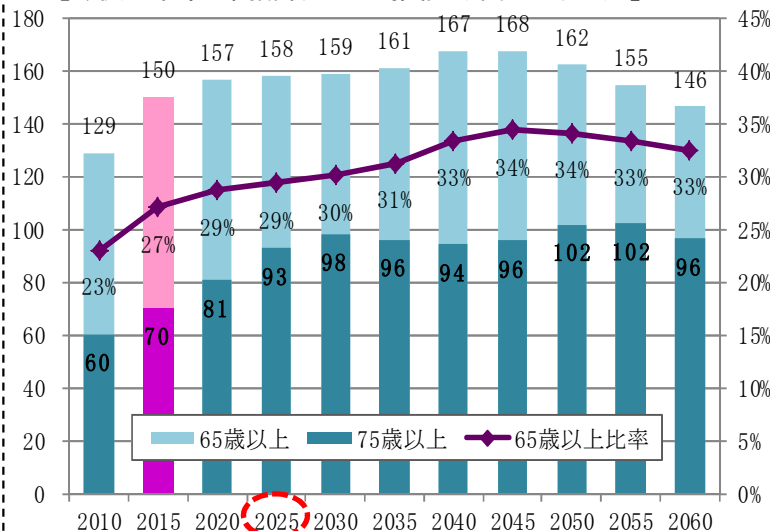
- ・上記の課題を放置して、単に都道府県単位化（広域化）を進めても赤字の増嵩は続く
- ・具体的財政支援策や制度運用の具体策が示されていない
- ・医療保険制度の一本化への道筋が示されていない

② 各種医療保険制度の国への一本化等

- ・現在の医療保険制度は、制度間で加入者の年齢構成や所得水準に格差があり、保険料負担に格差が生じている。将来にわたり国民皆保険制度を維持していくため、分立している医療保険制度を一本化し、制度設計と財源確保の責任、権限を有する国を保険者とすること。
- ・国民健康保険の都道府県単位化を第一歩として、将来にわたり安定的で持続可能なものとなるよう、医療保険制度の一本化の道筋を明らかにすること。一本化の調整を行う際には、各制度の利点を考慮するよう努力し、特に地方間における医療費水準を反映させる暫定的な措置を検討すること。
- ・また、将来にわたる医療費の増嵩に対応するため、国が負うべき負担を地方に転嫁することのないよう、国の責任において更なる財源を確保すること。

(4) 介護の充実【厚生労働省】

【今後の本県の高齢者人口の推移（単位：千人）】



2025年問題

団塊の世代が75歳以上になる2025年頃に  
介護・医療費等社会保障費が急増する問題

※75歳以上になると要介護等認定が急増

兵庫県	要支援	要介護	計
65～74歳	1.9%	2.7%	4.6%
75歳以上	12.1%	22.2%	34.3%

(資料)厚生労働省:介護保険事業状況報告(暫定)H29.3

本県予測 (今のまま推移した場合)  
2025年に約1万人分の介護施設が不足  
⇒対応策 ①特養の整備 約6千人分  
②在宅サービスの充実 約4千人分

ア 2025年問題に対応するための介護体制の一層の整備推進

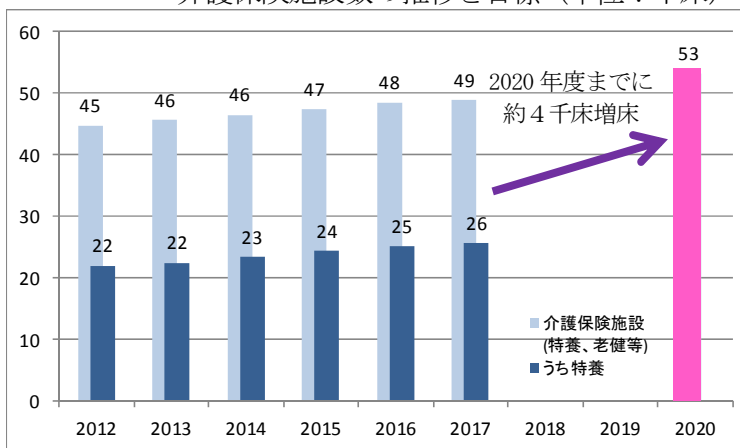
- ・特別養護老人ホームの整備が計画的にできるよう、必要な予算を確保すること。

- ・高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護予防の推進及び地域全体の支え合いによる生活支援体制の整備など地域包括ケアシステムの構築を更に支援すること。
- ・中重度の要介護者の在宅生活を24時間支える定期巡回・随時対応サービスを一層促進するため、事業者の参入を促す以下の対策を実施すること。
  - 定期巡回・随時対応サービスの介護分・看護分双方の報酬について、事業者の参入が促進される水準となるようさらに引き上げること
  - 看護分の報酬の引上げに際しては、一般の訪問看護サービスとの報酬単価差を解消あるいは縮小すること

### 【今後の取組】

#### ①介護保険施設の整備推進

介護保険施設数の推移と目標（単位：千床）



※2018年度 特養整備数19、施設1,122床

#### ②在宅介護サービスの充実

24時間対応の「定期巡回・随時対応サービス」参入事業者は **1,685 介護サービス事業所中 46 事業所 (2.7%)** [H29]

《目標》2020年度までに150事業所  
2025年度までに300事業所

《H30の取組》

- ①介護支援専門員への普及啓発
- ②利用者への普及・利用促進
- ③事業者の参入促進（人件費助成）
- ④整備費の上乗せ等

### イ 適切な介護報酬の設定

- ・介護保険関係事業所・施設の実態（H27介護報酬引下げ（改定率▲2.27%）により赤字の特養が増加。特に小規模な事業所で顕著）に鑑み、地域の貴重な介護基盤における介護サービスの量と質が低下することのないよう適切な介護報酬を設定すること。

### 【県内の赤字の特養の割合の推移】

区分	H26	H27	H28
赤字事業所の割合 (前年度からの増加ポイント)	24.9%	26.5% (1.6ポイント増)	30.2% (3.7ポイント増)

※毎年度、兵庫県老人福祉協会と兵庫県が行っている決算調査による

### ウ 介護職員の処遇改善

- ・平成29年4月の介護報酬改定において、介護職員処遇改善加算が拡充されたが、平成30年4月改定では、一部の要件を満たせない事業者に対する加算（加算Ⅳ、Ⅴ）の廃止が決定するなど、今後の取り扱いが不透明なことを理由に、賃金体系の見直し等に踏み切れず、加算を取得しない事業所も存在する。介護人材の確保に向け、他産業との給与水準の格差縮小に向けた処遇改善加算制度の拡充等の介護職員の処遇改善に継続して取り組むこと。



## エ 介護人材の育成

- 新・教育の場において、介護の仕事の役割と重要性が正しく理解されるよう、小・中・高等学校において福祉施設等を見学するなどの体験授業を組み入れ、若年のうちから意識啓発を図ること。
- 新・他の福祉資格を有する者が介護福祉士等の資格取得をしやすくするなど、他の職種からの参入促進を図ること。
- 新・地域医療介護総合確保基金の使途が国の要領に示されている事業に限定されており、地域の創意工夫が生かされない。このため、介護人材雇用経費の一部を一定期間補助する事業を基金事業の対象とするなど、要件を弾力化するとともに、財源を十分確保すること。

## (5) 障害者等に対する支援の充実【厚生労働省、国土交通省】

### ア 移動支援やコミュニケーション支援等の国の義務負担化

- 新・本県では、ユニバーサル社会づくりの更なる推進に向け、平成30年4月に「ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例」及び「障害者等による情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段の確保に関する条例」を施行した。ユニバーサル社会の実現には、移動やコミュニケーション手段の確保が不可欠であるため、通勤・通学の反復利用を含めた移動支援や手話通訳、盲ろう者通訳・介助員等の派遣、点訳・音声訳等のコミュニケーション支援事業について、国の負担を義務化するとともに、必要なサービスの質と量を確保するなど、障害者が地域で安心して暮らせる環境整備を推進するための財政支援を行うこと。

### イ 鉄道駅舎のバリアフリー化の推進

- 新・エレベーターの未整備駅舎におけるバリアフリー化を進めるとともに、エレベーターの複数化など地域の実情に合わせた整備を推進するための予算を確保すること。

## (6) 次代を担う人材を育成する教育の推進【文部科学省】

### ア 教職員基礎定数の改善

- ・現在、小学校1年生にのみ実施されている基礎定数化による35人学級編制について、義務標準法を改正し、中学3年生まで拡大できるよう、定数改善計画を早期に策定し、着実に実施すること。
- ・高等学校について、習熟度別少人数指導の充実、生徒指導体制の充実強化、特別な支援を要する生徒の増加への対応、学科や類型等の特色や実態に応じた十分な教員措置を行うため、高校標準法を改正し、新たな定数改善計画を早期に策定し、着実に実施すること。

### イ 教職員加配定数の改善

- ・加配定数については、教師が児童生徒一人一人の状況に応じた的確な指導が行えるよう、児童生徒数や学級規模だけでなく、いじめ・不登校等、教育格差に関する支援等の特別な事情を適切に反映させ、より一層の充実を図ること。
- ・いじめ問題など個別事情に応じて政策的に措置すべき加配定数については、児童生徒数の減少に連動して一律に削減されないよう基礎定数化は行わないこと。

#### 【本県において「児童生徒支援加配」が効果を挙げた例】

- ・県内のある小学校で加配教員を配置し、不登校児童のための連携体制を整備
- ・1日平均7件程度の家庭訪問を続けることができ、平成28年度には前年度と比較して、長期欠席者が35名から23名に、不登校児童も19名から12名に減少

## ウ 特別支援教育支援員の配置への支援の充実

- ・発達障害や学習障害等支援を要する児童生徒に対し、個別かつ弾力的な指導体制と支援を充実させるために必要な特別支援教育支援員の配置に要する財政措置の更なる充実を図ること。

## エ 小学校英語の教科化に向けた加配措置の拡大

- 新**・英語専科教員の英語力に関する要件が厳しく、英語専科教員の確保が困難であるため、現場の実態を踏まえ、英語力に関する要件の緩和（英検2級程度）など、活用しやすい加配要件に緩和すること。
- 新**・平成32年度の新学習指導要領の完全実施に向けて、英語指導力を持つ教員の確保が困難なことから、英語専科教員の加配措置を拡大すること。
- 新**・ALT（外国人外国語指導助手）の配置拡充のための補助制度の新設等、財政措置を充実すること。

## オ 私学教育の振興に向けた支援の充実

- ・私立高校生への授業料負担の軽減措置である「高等学校等就学支援金」について、2020年度までに年収約590万円未満世帯を対象とした無償化を確実に実施すること。
- ・県が行っている授業料軽減補助や各学校が行う奨学金制度にかかる利子補給など修学支援事業に対する恒常的な財政支援制度を創設すること。
- ・私立高等学校等に対する私学助成に係る国庫補助制度の一層の充実を図ること。

## カ 専門職大学の創設に関する適切な制度設計

### ① 設置基準の柔軟な運用

- ・専門職大学を地方が積極的に設置できるよう、以下のような設置基準の柔軟な運用を行うこと。
  - － 校地面積や校舎面積、体育館等必要施設の設置に関する柔軟な対応
  - － 教員派遣・教育課程の共通化など既存大学と連携したカリキュラムの構成

### ② 設置運営に対する財政支援

- ・専門職大学が、①高度かつ専門的な職業教育が求められること、②企業等における臨地実務実習等を行う必要があること等を踏まえ、設置運営に関して十分な財政支援措置を講じること。
- 新**・公立の専門職大学は専門性が高く、実習等が卒業要件となっていることから、地方交付税措置に当たっては、卒業要件が同様の保健系公立大学並みの単位費用（1,885千円/人）とすること。

#### 【学校教育法の改正による「専門職大学」の制度化《2019年4月施行》】

[目的] 専門職を担うための実践的かつ応用的な能力を育成・展開

[特徴] ①実習等の強化（卒業単位の概ね3～4割以上。長期の企業内実習等）

②実務家教員の積極的任用（必要専任教員数の概ね4割以上）

③産業界と連携した教育課程の開発・編成・実施、認証評価

④社会人が学びやすい仕組みを導入（前期・後期の課程区分、修業年限の通算等）

#### 【本県で検討中の専門職大学構想】

[但馬] 文化・観光分野で創造力を発揮する人材を育成

→ホテル・旅館、観光DMO、劇場等文化施設、観光施設、テーマパーク等

[淡路] シェフの技能を持った「食」産業のプロを育成 ※モデル：CIA（米国の料理大学）

→外食企業、飲食業（海外の日本食レストランを含む）、ホテル・旅館等

## キ 大学生等に対する奨学金の充実

- 新・国公立大学等の無償化及び、必要な生活費等を支援する給付型奨学金について、全額国庫で確実に実施すること。
- 新・給付型奨学金の対象経費のうち、実験実習費など授業料以外の学校納付金については、修学に必要な経費であることから、国公立大学生も支援対象とすること。

## (7) 社会保障・税番号制度の整備促進【内閣官房、内閣府、個人情報保護委員会、総務省、財務省】

### ア マイナンバーカードの利活用の促進

- ・マイナンバーカードの取得を促進し、国民の利便性向上や行政運営の効率化等を実現するため、カードの更なる機能向上を図ること。あわせて、市町がコンビニ交付やマイナポータルを活用したオンラインサービス、カードに搭載されている電子証明書等を活用した新たな独自サービスを導入する場合には、財政措置を講ずること。

### イ 社会保障・税番号制度に係る経費の国負担による推進

- ・番号制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、マイナンバーカードの交付に要する経費のほか、これまでに整備した自治体中間サーバー等のシステム運用に要する経費は、県・市町の負担が生じないよう国が負担すること。

### ウ 情報連携可能な独自利用事務の拡充

- ・マイナンバーの地方自治体の独自利用については、制度導入の趣旨を踏まえ、情報連携の対象となる事務を幅広く認めること。

### エ マイナンバーカードの電子証明書更新手続きの簡素化等の検討

- 新・マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の有効期間（5年）を延長するとともに、有効期間満了に伴う更新の際は、住民が市町の窓口へ行くことなく更新を可能とするなど簡易な方策を検討すること。
- 新・更新手数料は無料とし、必要な経費は市町に負担が生じることがないように国が負担すること。

#### 4 交通インフラ等の整備

##### (1) 基幹的な交通インフラ整備【国土交通省】

国際競争力の強化につながる下記のインフラ整備については、東京圏に集中させるのではなく、多重性確保の観点からも地方に分散した整備を進めること。

- 関西都市圏及び日本海国土軸の高速道路網整備
- 北陸新幹線の大阪までのフル規格での早期整備
- リニア中央新幹線の東京-大阪間の早期整備
- 紀淡海峡ルート及び四国新幹線並びに山陰新幹線の早期実現

##### 【関西都市圏のミッシングリンクの解消】

道路名	要望内容
大阪湾岸道路西伸部 (六甲アイランド北～駒栄)	早期整備に向けた国直轄道路事業の予算確保及び有料道路事業の積極的な活用 「みなと神戸」にふさわしい景観の創出 道路を活用した地域活性化に資する展望施設や休憩施設の整備
名神湾岸連絡線	速やかな都市計画手続き着手に向けた詳細ルート・構造の検討促進
播磨臨海地域道路	早期の「計画段階評価完了」と「都市計画決定等」に向けた検討促進 早期完成に向けた国と県の役割分担による高い規格での整備（播但連絡道路から東側を国、西側を県で整備） 早期完成に向けた有料道路事業の導入検討 播但連絡道路接続部の早期整備に向けた検討
神戸西バイパス	有料道路事業による自動車専用道路部の早期完成 専用道路部との同時供用に向けた一般道路部の着実な整備促進
中国横断自動車道姫路鳥取線 (播磨新宮IC～山崎JCT(仮称))	H32年度中の確実な供用
東播磨道(北工区)	事業推進のための予算確保
東播丹波連絡道路	
国道175号 西脇北バイパス	早期供用に向けた事業促進
西脇市黒田庄町地区以北	早期事業着手に向けた調査促進

##### 【日本海国土軸のミッシングリンクの解消】

道路名	要望内容
山陰近畿自動車道	
浜坂道路Ⅱ期(居組IC～新温泉浜坂IC)	事業推進のための予算確保
佐津IC～城崎温泉IC～県境	北近畿豊岡自動車道との接続を含めたルート・構造の検討に対する調査推進と技術的支援 城崎温泉IC～県境については、直轄権限代行による事業化

北近畿豊岡自動車道	
日高豊岡南道路 (日高神鍋高原IC～豊岡南IC)	早期供用に向けた事業促進
豊岡道路 (豊岡南IC～豊岡IC)	5年程度での供用に向けた事業促進
豊岡IC～豊岡北IC	早期事業着手
豊岡北IC～城崎温泉IC	山陰近畿自動車道との接続を含めた直轄による調査着手

【兵庫県が早期整備を要望している基幹道路ネットワーク】



## (2) 人と物の新たな流れを生み出す空港の整備【国土交通省】

### ア 3空港一体運用の効果を高める施策の推進

- ・神戸空港のコンセッション開始により、平成30年4月から3空港一体運用が開始されたことから、3空港がそれぞれの潜在能力を最大限発揮し、一層の活用がされるよう下記の措置を講じること。その際にも、関西エアポート株式会社及び新関西国際空港株式会社による大阪国際空港の安全・環境対策が適正に実施されるよう、国が責任を果たすこと。

**新** 大阪国際空港における、国内長距離便枠（1日35.5回）の更なる拡大、全ての国際チャーター便の運航を認めること

**新** 神戸空港における、発着枠（1日60回）、運用時間（7～22時）の拡大、全ての国際チャーター便の運航を認めること

### イ コウノトリ但馬空港の利活用促進

#### ① 但馬－羽田直行便の実現

- ・首都圏との時間距離が全国有数に長い但馬と首都圏とを結び、首都圏からの誘客や成田・羽田入りする外国人観光客を取り込むために有効な但馬－羽田直行便の実現に向け、羽田発着枠に関する政策コンテストを継続するとともに、プロペラ機に特化した枠を創設するなど、更なる拡充を図ること。また、航空会社へ運航に向けた働きかけを行うこと。

## (3) 経済と産業を支える港湾の整備【国土交通省】

### ア 西日本の産業と国際物流を支える阪神港等のインフラ整備の推進

- ・我が国に寄港する基幹航路の維持・拡大を図るため、基幹施設整備及び集貨事業の促進・展開に国費を集中投資すること（神戸港、姫路港、尼崎西宮芦屋港）。
- ・集貨機能の強化を図るため、荷役機械の整備、修繕更新に対する補助制度を拡充すること（姫路港、東播磨港等）。

### イ 姫路港の活性化

- ・姫路港のさらなる活性化に向け、分断された埠頭用地を改善し、埠頭全体の利便性を向上させるため、広畑地区公共ふ頭の早期事業化を図ること。
- 新** 網干・広畑区間の物流円滑化及び工場や物流施設等の立地促進のため、臨港道路網干沖線及び臨港道路広畑線（4車線化）の早期事業化を図ること。
- ・姫路の海の玄関口としての魅力向上を図るため、旅客船利用者の利便性、快適性の向上、にぎわいの創出など、快適な利用空間創出に対して支援すること。

### ウ 競合する内航航路の維持に向けた支援【総務省、国土交通省】

- ・物流の大動脈として国民の生活を下支えすることはもちろん、観光客の輸送を担う重要な公共交通機関である内航航路について、危機管理の観点からも、安定的経営に向け、国の責任による支援を行うこと。

## 5 交流人口の増加に向けた施策の実施

### (1) 広域観光圏の推進に対する支援の充実【観光庁】

- ・訪日外国人旅行者の広域的な周遊観光を促すため、地方自治体や広域観光周遊ルートの推進主体となるDMOや地方自治体等の取組に対する安定的財政支援を充実すること。
- ・瀬戸内の観光振興を図るため、船舶を活用したツアー実施に対する補助制度の創設など、近年注目を集めているクルーズツーリズムの促進策を実施すること。

(2) 外国人旅行者受入基盤整備の促進【観光庁、総務省】

- ・外国人旅行者の利便性向上のため、無料公衆無線LANの整備を促進すること。
- ・外国人旅行者が快適に周遊できるよう、観光地の案内看板の多言語化等地域が取り組む外国人旅行者の受入基盤整備に対する更なる支援を行うこと。

(3) 国際観光旅客税の地方への配分【観光庁、総務省】

- 新**・国際観光旅客税（平成31年1月7日施行予定）については、①国が運営する空港のみならず地方が運営する空港においても出国者から徴収される税であること、②これまでも地方は観光資源の魅力向上等について様々な取組を行っていることの2点を踏まえ、税収の一定割合を交付金等により地方団体に配分すること。

(4) 人口が減少している地域における空き家活用等の推進【国土交通省、厚生労働省】

- ・人口減少が進む多自然地域やオールドニュータウン等の空き家を、移住、起業、子育て支援、宿泊等の受け皿として活用できるよう、以下の措置を講じること。
  - 空き家再生等推進事業の補助率の拡充（国1/3→2/5）
  - 耐震、バリアフリー改修時の特例と同様の固定資産税軽減制度の創設  
 ※固定資産税（建物）：一定の耐震・バリアフリー改修を行った場合、1/2減額（認定長期優良住宅は2/3）
  - 移住希望地域における空き家を活用した生活体験に対する旅館業法の適用除外

【本県が実施している主な空き家活用促進策】

事業名	内容
空き家活用支援事業	○若年・子育て世帯住宅改修費補助 →市街化区域外1/2上限150万円、市街化区域1/3上限100万円 ○一般住宅への改修費補助 →市街化区域外1/3上限100万円、市街化区域1/4上限75万円 ○事業所への改修費補助 →市街化区域外1/3上限150万円、市街化区域1/4上限112.5万円
田舎暮らし農園施設整備支援事業	○空き家等の住宅、民宿等への改修費補助 →1/3（上限100万円）※遊休農地の活用が必須
多自然地域におけるIT関連企業の振興支援事業	○空き家等の事業所への改修費補助 →1/2（上限150万円）、賃借料補助1/2（上限月5万円）

(5) 「ワールドマスタースゲームズ 2021 関西」への支援【総務省、文部科学省、スポーツ庁】

ア 国等による財政支援

- ・ワールドマスタースゲームズ 2021 関西（WMG2021 関西）を国家的なプロジェクトと位置づけるとともに、準備段階も含め財政支援を行うこと。
  - スポーツ振興くじ助成の大会開催年度の上限度額（2億円）及び補助率（2/5）の引上げ等の国による支援を強化すること
  - WMG2021 関西の開催のため各地域の拠点となる公立スポーツ施設の機能向上等を図るため地方交付税措置のある地方債を創設すること

イ 2020年東京オリンピック・パラリンピック等との一体的な広報活動等の支援

- ・ラグビーワールドカップ 2019™や2020年東京オリンピック・パラリンピックとの一体的な広報活動の展開等、国内外で本大会の機運醸成に向けた取組を支援すること。
- ・大会運営のノウハウを共有するための人的交流、競技用具やシステムの有効活用、ボランティアの育成等、共通する取組に対して一体的な支援を行うこと。

【日本で開催される大規模国際的スポーツ大会の比較】

大会名称	ラグビーワールドカップ2019™	東京2020オリンピック・パラリンピック	ワールドマスターズゲームズ2021関西
組織委員会	独立組織	独立組織	独立組織
名誉会長	—	御手洗富士夫・経団連名誉会長	森喜朗・日本体育協会名誉会長
名誉顧問 (最高顧問)	—	・内閣総理大臣 ・衆議院議長 ・参議院議長	・文部科学大臣 ・スポーツ庁長官 など
顧問	—	・2020年東京オリンピック・パラリンピック大会推進議員連盟 ・(公社)日本青年会議所会頭 など	・府県市関係国会議員 ・スポーツ議員連盟国会議員 など
会長	御手洗富士夫・経団連名誉会長	森喜朗・日本体育協会名誉会長	井戸敏三・関西広域連合長 松本正義・関西経済連合会会長
事務総長	嶋津昭・元総務事務次官	武藤敏郎・元大蔵事務次官	木下博夫・元国土事務次官
その他役員	・日本ラグビー協会 ・開催地副首長 ・経済団体 など	・国会議員 ・スポーツ庁長官 ・JOC ・東京都副知事 など	・開催地知事・政令市長 ・市長会長・町村会長 ・関西経済団体 ・文科省局長 ・日本体育協会・各県体育協会 など
参加選手数	620人	オリンピック11,000人 パラリンピック4,300人 (※前回大会実績)	50,000人(うち海外20,000人) ※障害者を含む
参加国・地域数	20 ※予選参加国:90	オリンピック205 パラリンピック159	100 (※前回大会実績)
競技数	1	オリンピック33 パラリンピック22	32 ※障害者が参加可能な競技種目を含む
開催地	12都道府県12市町	9都道県26市区町	8府県47市町

(6) 2025年日本万国博覧会の大阪・関西への誘致活動等に対する支援【経済産業省】

- ・オールジャパン体制で誘致活動が行えるよう、国に協力して地方公共団体が行う機運醸成のための取組や海外の姉妹州省でのPR活動等に対して支援すること。
- ・開催国に選ばれた際には、開催期間中に周辺地域で地方自治体が開催する関連イベント等への支援を検討すること。

6 地方創生推進対策の充実

(1) 地方の創意が発揮できる地方創生推進交付金の見直し【内閣官房、内閣府、総務省】

ア 抜本的な見直し

- ・地方創生推進交付金については以下の課題があり、地方にとって使い勝手の良くない制度となっていることから、地方版総合戦略に基づく事業が着実に実施できるよう、抜本的に見直すこと。
  - 対象分野や対象経費等の制約が多いこと
  - 基金の造成や事前着手が原則認められていないなど機動性がないこと
  - 地方版総合戦略に位置付けた事業も改めて地域再生計画の事業認定を受けなければならないこと

イ 施設整備を対象とした交付金の恒久化

- ・平成29年度予算に補正予算で措置された地方創生拠点整備交付金は、ハード面から地方創生を推進する上で非常に効果的な制度であることから、恒久的な制度とし、当初



予算に計上すること。あわせて、既存施設への新規設備の導入や既存設備の更新等も交付対象とするなど使い勝手の良い仕組みとすること。

#### ウ 交付金規模の拡大

- ・平成30年度当初予算額は1,000億円と、地方主体で地域に応じた創意に富んだ地域創生実現のための取組を全国各地で実施するには、極めて少額である。平成31年度当初予算では1兆円を超える額を確保すること。

#### エ 交付率の引上げ

- ・交付率は1/2となっているが、地方創生の実現に必要な事業に取り組めるよう、交付率を加速化交付金以前の水準（国10/10）とすること。または、地方負担が生じないよう財政措置を講じること。

### (2) 地方創生を総合的に支援する地方債の創設【総務省、財務省】

#### ア 戦略的な取組を支援する地方債の創設

- ・地方創生の実現に向けた快適なまちづくり等を戦略的に推進するため、災害に強いまちづくりのための事業等を対象とする緊急防災・減災事業債に準じた客観的かつ公平な基準等に基づく地方交付税措置のある特別な地方債を創設すること。

#### イ スポーツ・文化の振興を支援する地方債の創設

- ・スポーツ・文化の振興は交流人口の拡大や地域創生に大きな役割を果たす。東京オリンピック・パラリンピックやワールドマスターズゲームズ2021 関西の開催に向けて、老朽化が進む公立スポーツ施設や文化施設の機能向上等に活用できる地方交付税措置のある特別な地方債を創設すること。

### (3) まち・ひと・しごと創生事業の充実【内閣官房、内閣府、総務省】

#### ア 総額及び財源の確保

- ・地方版総合戦略に基づき、地方がその実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていけるよう、平成30年度のまち・ひと・しごと創生事業費（1兆円）を上回る規模を確保すること。あわせて、少なくとも戦略期間の5年間はその規模を確保するとともに、その財源については、既存歳出の振替や法人課税の偏在是正効果等地方の努力で生み出した財源ではなく、新たな財源を恒久的に確保すること。

#### イ 地方の長期的な取組を支える算定方法への見直し

- ・人口減少等地方が抱える構造的な課題を解決するためには、長期的な取組が必要である。まち・ひと・しごと創生事業費の地方交付税の算定は、短期的な行革努力等に基づく算定となっているが、行革努力については団体ごとにその進捗が異なり、短期的な成果により一律に算定することは適切でない。人口が集中している東京圏以外の地方に重点的に配分することはもちろん、地方創生関連の追加需要等に基づき適切に算定すること。

(4) 安全安心の基盤づくりに必要な財源の確保等【内閣府、総務省、法務省、厚生労働省、国土交通省】

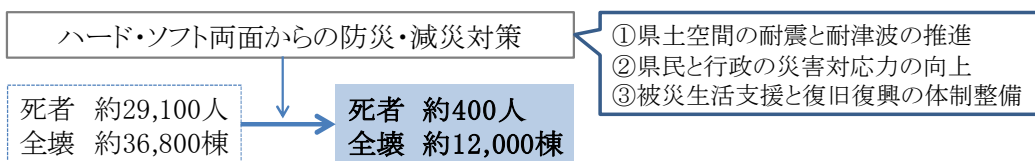
ア 防災庁の創設（再掲）

- ・南海トラフ巨大地震や首都直下型地震等の“国難”に的確に対処するため、過去の教訓を踏まえた調査研究や事前の防災対策のシナリオ化など一連の災害対策を担う専門性を有する双眼的組織である防災庁を創設すること。
- ・首都機能のバックアップと国土のリダンダンシー確保の観点から、防災庁の拠点は複数設置するものとし、西日本の拠点については関西、その中でも特に関係機関が集積する神戸周辺に設置すること。

イ 南海トラフ地震等に備えた地震・津波対策の推進

- ・本県が策定した南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム、津波防災インフラ整備計画及び「日本海津波防災インフラ整備計画（仮称）＜平成30年度策定予定＞」等に基づく対策に必要となる予算を確保すること。
- ・南海トラフ地震の発生確率が高まる中、湾口防波堤・防潮堤整備、水門・排水機場の地震・津波対策、防潮堤の沈下対策などの地震・津波対策を短期間に集中して実施できるように、新たに「大規模地震・津波緊急対策事業（仮称）」を創設すること。
- ・あわせて、多額の地方負担が見込まれることから、地方財政措置を講じること。

【南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム（H27.6） 計画期間：H26～35年度】



＜津波防災インフラ整備計画＞ 計画期間：H26～35年度 (億円)

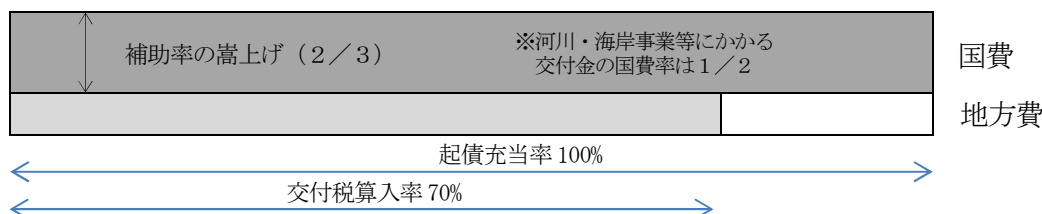
事業内容	概算事業費	うち緊急対策
レベル1津波対策(津波の越流を防ぐ)		
津波防御対策	257	147
防潮堤等の高さの確保	122	96
防潮堤等の健全性の保持	115	44
陸閘等の迅速・確実な閉鎖	20	7
避難支援対策	3	0
レベル2津波対策(浸水被害を軽減する)		
既存施設強化対策	337	171
防潮堤等の越流・引波対策	67	35
防潮堤等の沈下対策	240	136
防潮水門の耐震対策	30	0
津波被害軽減対策	25	6
防潮水門の下流への移設	25	6
排水機場の耐水化		
合計	約620	320

(重点整備地区の設定)  
津波到達時間の早い淡路島(4地区)と人口・資産が集中する大阪湾沿岸(3地区)を「重点整備地区」に設定。すべての津波対策を概ね10年間で完了予定。

重点整備地区	
淡路地域	福良港
	阿万港
	沼島漁港
	洲本地区
尼崎西宮芦屋港(尼崎地区)	
同(鳴尾地区)	
同(西宮・今津地区)	

【「大規模地震・津波緊急対策事業（仮称）」のイメージ】

- ・国庫補助及び地方負担分への緊急防災・減災事業債並みの地方財政措置
- ・本県では、太平洋に面する南あわじ市の湾口防波堤の整備など、短期間に集中して実施する事業への活用を想定（事業年度：平成30年度～35年度）



## ウ 緊急防災・減災事業債の対象拡大

- ・頻発する風水害や津波に対応するため、緊急防災・減災事業債（充当率100%、交付税算入率70%）について、地震・津波対策を推進するための防潮堤等の整備事業、砂防・治山・河川・海岸等の整備事業、道路封鎖のおそれのある危険建築物の除去事業、大規模災害時に拠点となる庁舎や災害発生時の初期段階における集団警察力を確保するための警察待機宿舎の整備等にも活用できるよう、対象事業の範囲を更に拡大すること。

## エ 社会資本の老朽化対策への支援の充実

- ・今後、大量の社会基盤施設が築50年を超えるとともに、橋梁、排水機場、下水道施設等の更新に多額の事業費が必要となることから、社会基盤施設を将来にわたり安全に使用できるよう、老朽化対策の推進に必要な予算を確保すること。
- ・特に下水道施設は、耐用年数の短い機械、電気設備が多く、今後、更新時期が集中し、機能停止に陥る恐れがあることから、老朽化対策の国庫補助制度を堅持するとともに、予算枠の更なる拡大を図ること。
- ・交付金事業について、現在、補助対象外となっている社会基盤施設の定期点検や修繕更新計画策定、小規模な修繕・更新工事にも充当できるよう制度を拡充すること。

## オ 公共施設等の老朽化対策の充実

- ・公共施設等適正管理推進事業債について、老朽化対策を着実に推進するため、個別施設計画を策定し長寿命化事業に取り組む庁舎・警察施設等の公用施設や公園施設・空港施設等の社会基盤施設を対象とするとともに、平成33年度までとされる制度を恒久化すること。また、財政基盤の弱い団体もあることから、充当率、交付税措置率について、かさ上げを行うこと。

- 新**・現在対象となっている市町村本庁舎に加え、県本庁舎の建替事業を対象とすること。
- ・公共施設等の除却事業に対する地方債の元利償還金、老朽化に関する調査費や点検経費に対する地方交付税措置等、地方財政措置を更に充実すること。

## カ 空き家対策の強化

- ・所有者が不明となっている特定空き家等への略式代執行については、市町の財政的な負担が大きいため、国庫補助率を3/5（現行2/5）に拡充すること。また、略式代執行による空き家の除却以外の応急措置及び周辺的生活環境に悪影響を及ぼしている空地の崩落防止措置に対しても財政支援を行うこと。
- ・円滑な空き家除却を促進するため、空き家除却後の固定資産税・都市計画税の住宅用地特例の継続を市町が判断する際の一定の基準を国が整備すること。

## キ 所有者不明土地に対する抜本的な対策の検討

- 新**・相続登記等がされておらず直ちに土地所有者情報の把握が困難な場合があることから、相続登記を義務化するとともに、登記簿と戸籍などの情報を一元化するなど土地所有者情報を円滑に把握できる仕組みを検討すること。
- 新**・土地を手放すことができる仕組みの検討に当たっては、土地所有権の帰属先と管理の在り方について県・市町等の意見を十分踏まえること。

## ク 土地の境界情報の保全

- 新**・地籍調査事業の予算を十分に確保すること。

- 新**・社会資本整備円滑化地籍整備事業の対象となる基幹事業について、社会資本総合整備計画の期間外であっても、地方公共団体が事業実施時期を公表し、かつ交付対象要件を満たす事業であれば対象とすること。

## ケ 公営企業に対する財政支援の充実

### ① 公立病院に対する交付税措置の拡充

- ・公立病院が担う小児医療、救急医療、へき地医療、高度医療等不採算部門等に配慮し、措置単価の引上げなど、地方自治体による病院事業への基準内繰出金に対する地方交付税措置を充実すること。
- ・病院事業債（特別分）の医療連携要件の緩和や近年の建築単価の高騰に配慮した措置単価の引上げなど、公立病院等の施設整備に対する地方交付税措置を充実すること。

- 新**・平成32年度までとされている病院事業債（特別分）の期限を延長すること。

### ② 水道事業への財政支援の拡充等

#### 【将来にわたる経営維持に向けた新たな財政措置】

- ・人口減少による需要の減少、施設の老朽化など、水道事業が抱える中長期の課題に対応するための取組に対して、財政支援を行うこと。
- ・人口減少社会においては、個々の事業体の努力だけでは経営の維持が困難な地域が増加することから、水道事業に対する繰出基準を拡充した上で財源措置を設けること。

#### 【経営維持に必要な現行制度の拡充・改正】

- ・施設・管路の耐震化や高度浄水処理施設等の水道施設の整備について、必要な予算枠を確保し、補助率を引上げる（現行：1/4～1/2→引上げ案：一律1/2）とともに、採択要件（平均料金、資本単価等）を緩和すること。
- ・簡易水道を上水道に統合した後においても必要な施設整備ができるよう、制度を拡充すること。
  - － 国庫補助等の採択要件（距離、資本単価、事業費）等を緩和すること
  - － 過疎・辺地対策事業債の対象に追加すること

- 新**・IoT や AI 等の先端技術を取り入れた事業に対する財政措置を拡充すること。

- ・全国一律に適用される施設基準等について、新技術等を考慮し、各事業体が地域の実情に応じて事業運営ができるように地方の裁量を拡大すること。

#### 【水道事業の広域化及び広域連携への財政支援】

- 新**・県及び県関係団体が市町に対し、広域化のための施設整備や災害復旧等の専門的な技術を要する人材派遣や人材育成を実施するための経費に対する支援を行うこと。

- 新**・複数の市町が広域化等を促進するために行う共同委託や共同発注等の経費に対して財政支援を行うこと。

- 新**・交付金・補助金及び地方交付税について、事業統合等の広域化事業に加え、施設の共同利用等の広域連携を含めた事業を対象とすること。

- 新**・広域連携に伴い施設の統廃合を行った場合は国庫補助金の返還を免除するとともに、繰上償還金に対して発行が認められている公営企業施設等整理債の発行条件を緩和すること（償還年限の延長等）。

## コ 過疎地域の指定要件の見直し

- ・人口減少の時代に入り、少子高齢化や東京一極集中など現行の過疎地域自立促進特別措置法制定後に深刻化している課題に対応するため、過疎化が進展する地域においても、地域創生等に取り組めるよう実態に即したきめ細かな指定要件への見直しを行うこと。

## 7 地域活性化に向けた規制改革の推進

### (1) 特区制度の推進【内閣府】

- 新**・社会構造や経済情勢の変化に対応し地域の活性化を図るため、関西圏国家戦略特区等における地方からの規制緩和の提案に対しては、支障の早期解決を図る観点から積極的に採択すること。

#### 【本県から提案している特区提案】

- 輸入部品の不具合品を同じ事業者に戻送する場合等の航空機部品等の輸出に係る手続きの緩和
- 医療機関が実施する先進医療に係る検体検査の一部工程(測定部分)の外部委託容認
- 第三者認証を受けた登録衛生検査所等における医療機器プログラムを用いた検査法の保険適用

### (2) 条例で定める規制に対する国の関与の見直し【内閣府】

- 新**・国立公園における建築物の高さ規制等、国の基準に従って地方が条例で定める規制(基準)が、社会経済情勢の変化に伴い地方の実情に合わなくなっている場合は、地方の意見を踏まえて、規制の基となる国の基準を見直すこと。

#### 【参考】兵庫県規制改革推進会議の取組

県及び市町が条例等で独自に設けている規制において、社会構造や経済情勢の変化に応じた事業活動の妨げとなっているものを見直すため、兵庫県規制改革推進会議を設置した。

## Ⅱ 地方分権改革を推進する仕組みの構築

### 1 中央集権制限法の制定【総務省、内閣府】

- ・住民のニーズに的確に対応できるよう抜本的な地方分権改革を実現するため、国の役割を外交、防衛等に限定し、それ以外の事務・権限を財源と共に地方に移譲する「中央集権制限法」を制定すること。これに向けて、国と地方の役割分担を前提とした地方の統治機構のあり方等について、地方制度調査会を活用して検討すること。

#### 【中央集権制限法概要】

- ・国が処理すべき事務を19項目に限定（外交、防衛、皇室、司法・行刑、海上保安等）
- ・地方が処理する事務に対し、国は原則関与しない
- ・地方の実施する事務に要する経費は税財源の再配分、地方交付税の充実等により全額一般財源として措置

### 2 国と地方の協議の場の機能強化

#### (1) 国と地方の協議の場の積極的活用【内閣官房・内閣府】

- ・地方との十分な協議が行われない状況で成立した高校無償化法などを例とし、地方自治に関わる重要法案については、地方との事前協議を義務付けること。
- ・地方行政や地方財政、地方税制等、地方自治に影響を及ぼす国の施策の企画立案等に当たっては、開催決定前に十分な期間をおき、地方の意見を確実に反映させた上で、適時適切に国と地方の協議の場を開催すること。

#### (2) 必要となる分科会の設置【内閣官房・内閣府】

- ・国と地方の協議の場を実効性のあるものにするため、社会保障・税一体改革の分科会が設置されているのと同様に、地方自治にとって重要なテーマである「地方財政対策」や「国と地方を通じた税制改正」、「国から地方への事務・権限の移譲」等については、分科会を設置し、十分に活用すること。

### 3 地方分権改革に対する地方意見への真摯な対応

#### (1) 「提案募集方式」の更なる充実【内閣府】

##### ア 支障事例が示されない事務・権限の移譲を求める提案の検討

- ・国から地方へ事務・権限の移譲を求める提案に対しては、本来、国において移譲することによる支障を立証すべきものであることから、地方から具体的な支障事例が示されなくても、関係府省との検討を行うこと。

##### イ 複数団体から再提案があった場合の再検討

- ・過去に関係府省との調整対象外とされた提案であっても、同じ内容の提案が複数の団体からあった場合は、新たな課題として関係府省と再検討を行うこと。

##### ウ 提案募集検討専門部会での提案団体の発言機会の付与

- ・制度の見直し等において地域の実情が適切に反映されるよう、提案募集検討専門部会で提案団体が提案の趣旨や支障事例等を十分に発言できる機会を付与すること。

**(2) 国から地方への事務・権限の移譲を推進する実証実験方式の導入【内閣府】**

- ・地方が求める事務・権限を財源と合わせて実験的に国から地方に移譲する「実証実験方式」を実施するため、地方分権有識者会議に新たな専門部会を設置すること。

**(3) 提案の実現に向けたフォローアップ【内閣府】**

- ・「引き続き検討を行う」とされた提案については、提案団体と関係府省との間で、提案趣旨に沿って確実に検討を行うこと。
- ・内閣府と関係府省との検討状況や結果は、更なる優れた提案につなげるため、当該提案団体以外にも速やかに情報提供すること。

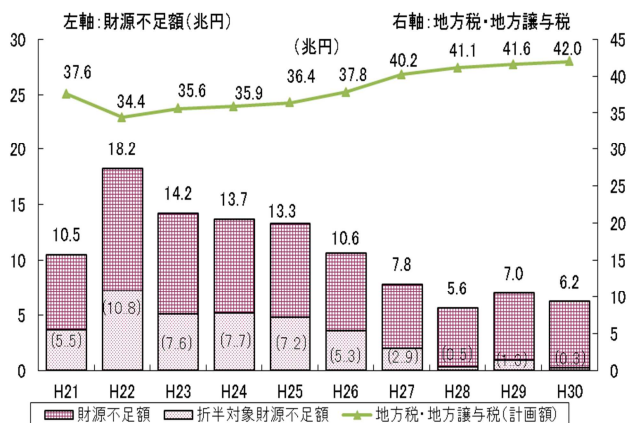
### Ⅲ 地方税財政の充実・強化

#### 1 地方財政計画の充実

##### (1) 常態化している地方の財源不足への対応【総務省、財務省】

- ・平成30年度の通常収支分の地方財源不足額は、6.2兆円に上っており、巨額の財源不足が続く見通しである。常態化している巨額の財源不足を解消し、臨時財政対策債に頼らない財政運営を可能にするため、地方税体系の抜本的な見直しと併せ、法定率の引上げ等による地方交付税の充実を図ること。

【地方財政収支の財源不足額の推移】



【平成30年度地方の財源不足額の内訳】

	金額
財源対策債の発行	7,900億円
平成28年度国税決算清算繰延べ	2,245億円
一般会計加算	5,367億円
交付税特別会計剰余金の活用	750億円
地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	4,000億円
臨時財政対策債(既往債[H13~]の元利償還金分等)	3兆8,210億円
小計	5兆8,472億円
折半対象財源不足額	3,311億円
合計	6兆1,783億円

出典：総務省

※平成30年度の財源不足額は6.2兆。今後も巨額の財源不足が続く見通し

##### (2) 地方が保有する基金残高の適正な評価【総務省、財務省】

- ・財政制度等審議会において、地方が保有する基金残高の増加をもって地方財政に余裕があり、地方財政計画の歳出を見直すべきとの議論があるが、地方の財政調整基金を含めた基金残高の増加は、国のように赤字国債が発行できない中、災害はもとより、今後増加する公共施設等の老朽化対策等の将来への備えとともに、合併算定替終了後への対応など、歳出抑制努力等の地方の適切な財政運営の結果として評価すべきである。このように、基金の増加理由は各自治体によって異なることから、地方全体の基金が増加していることをもって、一律に地方財政に余裕があると判断するのは不適切である。安定的な財政運営を行うことができる適切な地方財政計画の規模を確保すること。

【地方税収等の決算と地財計画との乖離額及び基金残高等の推移】

(単位：兆円)

区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H28-H18
地方税収等の決算と地財計画との乖離額	0.9	△0.9	△1.6	△2.4	1.3	0.1	0.2	0.9	1.2	0.8	△0.3	△1.2
基金残高合計	13.6	13.9	15.3	17.2	17.9	17.7	18.0	19.5	19.8	21.0	21.5	+7.9
兵庫県(億円)	200	208	454	1,211	1,142	997	838	834	549	464	434	+234
県内市町(億円)	3,196	3,241	3,322	3,452	3,754	3,881	4,196	4,338	4,370	4,609	4,707	+1,511
うち財政調整基金残高	4.1	4.2	4.4	4.5	5.2	5.6	6.0	6.7	7.1	7.5	7.5	+3.4
兵庫県(億円)	0	0	0	0	1	3	6	9	12	16	20	+20
県内市町(億円)	1,113	1,105	1,104	1,123	1,291	1,431	1,577	1,725	1,785	1,899	1,977	+864

※総務省「地方公共団体の基金の積立状況等に関する調査」。基金残高には、減債基金(満期一括償還分)を含まない



### (3) 地方一般財源・地方単独事業費の確保【総務省、財務省】

#### ア 地方財政需要の地方財政計画への的確な反映

- ・骨太の方針2018により、地方の一般財源総額は、2021年度まで2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、財政健全化目標を実現するために、地方の実情を無視した地方財政計画の歳出削減圧力が更に強まることも予想される。今後とも増加する社会保障関係費はもとより、地域の経済雇用対策、防災・減災対策の推進等の課題に対応できるよう、地方財政計画に次のような地方の財政需要を的確に反映させ、必要な地方財政規模、地方一般財源総額を確保すること。

#### ① 地方単独事業費の確保

- ・一般行政経費の地方単独分は、この10年間、ほぼ横ばいとなっている。経済雇用対策、子育て支援や高齢者対策等の社会保障単独事業費の充実、女性の活躍推進、シカやイノシシ、クマ等の野生鳥獣被害対策、再生可能エネルギーの導入支援、自然環境の再生等、地域密着型の施策を推進できるよう、必要な地方単独事業費を確保すること。

【地方の一般行政経費】

(単位：兆円)

区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H30-H21
一般行政経費	26.1	28.2	29.6	29.7	30.4	31.4	32.5	33.0	33.8	34.3	8.2
うち補助分	12.3	14.4	15.7	15.9	16.4	17.4	18.5	19.0	19.8	20.2	7.9
うち社会保障関係費	11.6	13.7	15.1	15.2	15.6	16.5	17.4	17.5	18.3	18.7	7.1
うち社会保障関係費以外	0.7	0.7	0.6	0.7	0.8	0.9	1.1	1.5	1.5	1.5	0.8
うち地方単独分	13.8	13.8	13.9	13.8	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.1	0.3
うち社会保障関係費※	6.2	6.2	6.3	6.3	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	0.3
うち社会保障関係費以外	7.6	7.6	7.6	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.6	0.0
【参考】投資的経費	14.1	11.9	11.3	10.9	10.7	11.0	11.0	11.2	11.4	11.6	▲2.5
うち地方単独分	8.1	6.9	5.4	5.2	5.0	5.2	5.3	5.4	5.6	5.8	▲2.3

※各年度の「地方単独分のうち社会保障関係費」は、H22年度を基準とした地方単独分の伸び率を、H22年度の地方単独分のうち社会保障関係費に乗じて推計

#### ② 社会保障に必要な地方財源の確保

- ・社会保障関係経費が増加している一方、地方単独事業費は据え置かれている。社会保障に必要な財源については、地方財政の運営に支障が生じないように、確実に確保すること。
- ・社会保障を全世代型のものとする新たな政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）の実施にあたっては、社会保障の現場は地方が担っていることを踏まえ、地方の意見を十分反映すること。また、国の責任において地方負担分も含め必要な財源を確保すること。

#### ③ 教育等の新たな政策パッケージの実施に伴う地方財源の確保

- ・消費税・地方消費税率引き上げ分の用途を変更した幼児教育、保育の無償化や待機児童対策など、新たな政策パッケージの実施にあたっては、地方の意見を十分反映すること。また、国の責任において地方負担分も含め必要な財源を確保すること。

#### ④ 社会保障の安定化に要する経費等の適切な積み上げ

・消費税率等の引上げ分は、年金、医療、介護保険、子育て環境の整備といった社会保障の充実や安定化に要する経費に充てられているが、平成30年度地方財政計画では、社会保障の充実分として、少子化対策や医療・介護の地方負担分に約3割が活用される一方で、残り約7割は活用事業が明示されていない。地方単独事業である福祉医療費などを地方財政計画に積み上げることなく、社会保障の安定化分に活用しているならば、結果として臨時財政対策債の縮減に活用されていると考えられる。

このような状況を踏まえ、地方が必要としている財政需要は地方財政計画に適切に積み上げること。

#### 【平成30年度地方財政計画における一般行政経費】

(単位：兆円)

区分	H29	H30	H30-H29	備考
補助分	19.8	20.2	+0.4	社会保障の充実分 +0.2%(国費等を含む)
国保・後期高齢者関係事業	1.5	1.5	△0.0	
地方単独分	14.0	14.1	+0.1	伸び率が僅少であり、社会保障の安定化や、国制度に基づく分を除いた地方単独分の社会保障の充実が、明示されていない
まち・ひと・しごと創生事業費	1.0	1.0	+0.0	
重点課題対応分	0.3	0.3	+0.0	
計	36.6	37.1	+0.5	

#### 【平成30年度における社会保障の充実等について】

(単位：兆円)

(地方)

区分	H30	構成比
消費税増収額 ①	2.55	—
地方消費税引上分	1.93	75.7%
交付税法定率分	0.62	24.3%
歳出	2.55	—
社会保障の充実 ②	0.71	27.9%
公経済負担増分 ③	0.09	3.5%
差引き(安定化※) ①-②-③	1.75	68.6%
臨時財政対策債 H25→H30 増減	△2.23	

(国)

区分	H30	構成比
消費税増収額 ①	5.58	—
歳出	5.58	—
社会保障の充実 ②	0.64	11.0%
公経済負担増分 ③	0.30	5.1%
基礎年金 ④	3.20	54.7%
差引き(安定化) ①-②-③-④	1.71	29.2%

※安定化に要する経費は明示されていない

#### ⑤ 地方の投資的経費の確保

・地方の投資的経費は、この十数年間で大きく削減されている。今後30年以内の発生確率が70%と予測されている南海トラフ地震や近年多発する豪雨災害等の大規模災害に備えるため、地域における津波防災インフラ整備等の防災・減災対策の推進や地域創生を支えるインフラ整備等が急務となっていることから、必要な投資的経費を確保すること。

#### 【地方の投資的経費】

(単位：兆円)

区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H30-H21
投資的経費	14.1	11.9	11.3	10.9	10.7	11.0	11.0	11.2	11.4	11.6	△2.5
うち直轄・補助	6.0	5.0	5.9	5.7	5.7	5.8	5.7	5.8	5.7	5.8	△0.2
うち単独	8.1	6.9	5.4	5.2	5.0	5.2	5.3	5.4	5.6	5.8	△2.3

※表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある

(出典：総務省)

## ⑥ 追加財政需要への適切な措置

- 平成29年度も給与改定については追加財政需要対応とされたが、追加財政需要に伴う交付税措置額と給与改定に要する経費に乖離が生じている。給与改定はもとより年度途中で国の補正予算で措置される事業については、追加財政需要での対応ではなく、適切な財源措置を行うこと。

【兵庫県の追加財政需要の措置額と所要額】

(単位：億円)

区 分	H27	H28	H29
交付税措置額①	2,933	2,698	2,858
所要額②	7,339	3,672	4,645
給与改定	3,649	3,452	4,082
行政経費	3,690	220	563
投資的経費	0	0	0
差引き (①－②)	△ 4,406	△ 974	△ 1,787

## ⑦ 会計年度任用職員制度に伴う財政負担への地方交付税等措置

- 新**・会計年度任用職員制度の導入に当たっては、各自治体の実態を把握の上、適切な財政措置（地方交付税等）を講じること。

## 2 地方交付税の機能の充実

### (1) 地方交付税の財源保障機能・財源調整機能の確保【総務省】

- 地方交付税は地方固有の財源であり、どの地域においても一定の行政サービスを行うために必要な財源を保障するものであることから、財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、所要の総額を確保すること。
- 地方交付税の算定に当たっては、財源保障機能の観点から標準的な行政サービスを遂行するために必要な経費を基本とすべきであり、いわゆる「トップランナー方式」を見直し、その拡大を厳に慎むこと。また、地方公共団体の行財政改革により生み出された財源は、地方の改革意欲を損ねることのないよう、必ず地方に還元すること。

## 3 地方税制の抜本的改革の実施

### (1) 国・地方を通じた税制改革の実施【内閣官房、内閣府、総務省、財務省】

#### ア 税財源の充実を図る税制の抜本的改革の実施

- 社会保障と税の一体改革の一環として行われる消費税率の引上げは、社会保障財源の確保を目的とするものであり、国・地方を通じた税財源の充実を図る税制の抜本改革とは言えない。地方は福祉や教育等の内政全般を担当するという国と地方の役割分担のもと、国・地方間の税源配分のあり方を抜本的に見直すこと。
- 地方財源の調整機能を強化するため、法人税等のうち交付税原資となる税収の特別会計への直入等を含め地方税体系を抜本的に見直し、地方交付税が地方自らの財源であることを明確にする「地方共有税」を創設すること。

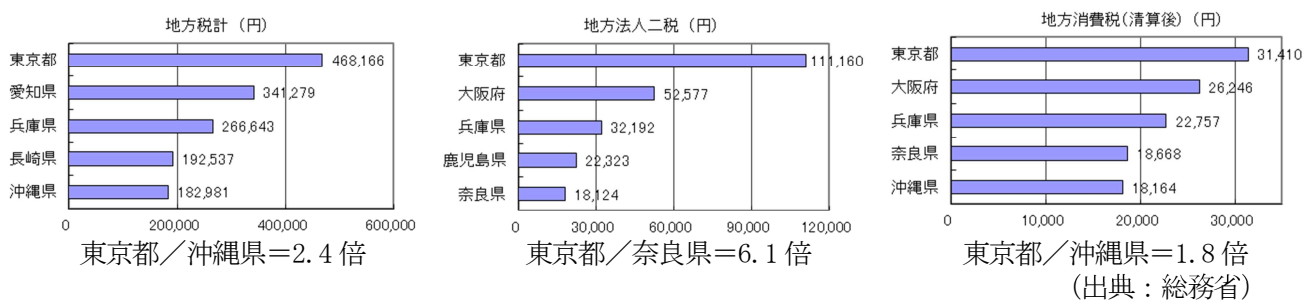
#### イ 地方税の偏在是正に向けた税制改革の実施

- 消費税率10%引上げにあわせて、地方法人特別税・譲与税が廃止される一方、法人住民税法人税割の交付税原資化の拡充が行われるが、地方税の偏在是正には不十分で

ある。特に偏在が大きい地方法人課税について、新たな偏在是正措置を講じることにより、偏在性が小さい地方税体系を構築すること。

- ・中長期的には、偏在性の大きい地方法人課税と偏在性の比較的小さい地方消費税との国地方間での税源交換を行う等の税制の抜本改革を進めること。
- ・法人住民税法人税割の一部の交付税原資化に当たっては、偏在是正に活用する財源（不交付団体の減収分）相当額を「まち・ひと・しごと創生事業費」の財源として活用するのではなく、別立ての歳出として確実に地方財政計画の歳出に計上すること。また、交付税の算定において、減額となる交付団体の留保財源に応じた配分を行うこと。
- ・法人事業税の一部を都道府県から市町村へ交付する法人事業税交付金については、本来行うべき法人事業税の偏在是正を行わず創設されたことから、むやみに拡大しないこと。
- ・法人事業税交付金の算定基礎に、法人事業税超過課税分を含めることは、都道府県の特別な需要に対応するため課税自主権を行使するという趣旨に反することから除外すること。

### 【人口一人当たりの税収額の状況（平成28年度決算）】



## (2) 消費税【内閣官房、内閣府、総務省、財務省】

### ア 引上げに向けた景気の底上げ対策の実施

- ・平成31年10月に再延期された消費税率10%への引上げは、社会保障関係費の増加に対応するため、必要不可欠である。税率を確実に引上げられる環境を整えるためにも、個人消費のてこ入れや、中小企業の競争力強化、規制緩和による成長戦略の推進、観光産業や農林水産業の振興等、景気の底上げにつながる対策を継続的に実施すること。

### イ 軽減税率導入に当たっての適切な準備

- ・消費税率引上げまでの間に、軽減税率の導入に必要な代替税財源を確保すること。あわせて、軽減税率の対象とされた「酒類及び外食を除く飲食料品」について、事業者や国民への十分な周知を図るとともに、インボイス制度導入に向けた対応について万全の準備を行うこと。

### ウ 地方消費税の都道府県間の清算基準の見直し

- ・現行の統計基準は、企業の販売額等をベースにした供給側の指標であり、消費の実態（消費地等）を十分に反映できていない。消費を的確に把握する観点から、「全国消費実態調査」等の調査内容の充実を図った上で、支出側の統計調査を活用することなども含め、より適切な清算基準となる統計指標の利用方法について十分検討すること。

### (3) 地方法人課税【総務省】

#### ア 応益性を反映する外形標準課税の拡充

- ・法人事業税は、法人がその事業活動に比例して、道路等の公共施設の利用や警察による治安、保健衛生等、様々な行政サービスを受益している点に着目して課税していることを踏まえ、応益性を反映する外形標準課税を更に拡充すること。ただし、適用対象法人の検討に当たり、中小法人の適用については、地域経済への影響を踏まえ、慎重に検討すること。

#### イ 法人事業税の分割基準の見直し

- ・法人事業税は、複数の事業所を有する法人に対して、各事業所が所在する都道府県における事業活動に着目し分割基準を定めているが、事業活動の実態を反映したものとなっていないため、生産設備の現在高である償却資産基準の導入や本社管理部門の従業員数の割落としなど、分割基準を抜本的に見直すこと。

#### 【事業活動の実態の例】

現行の分割基準では、製造業では従業員のみを分割基準として、資本金1億円以上の法人では工場の従業者数を1.5倍に換算しているが、下記のような理由もあり、事業活動の実態を適切に反映したものとなっていない。

- ・製造業を中心とするロボット化やIT化の進展による工場労働者の減少
- ・付加価値を生み出していない本社管理部門の東京への集中 など

### (4) 車体課税【総務省、財務省】

#### ア 自動車税の堅持

- ・自動車税は、自動車の運行により生じる道路損傷負担金としての性格を有する。今後とも、道路の整備や維持等の貴重な財源として確保することから、自動車の需要喚起や自動車ユーザーの負担軽減等の観点に着目した税率の引下げを行わないこと。

#### イ 環境性能割の創設等に伴う適切な財源措置

- ・自動車税及び軽自動車税の環境性能割の創設に併せて行う燃費基準の見直しに伴う減収は、県はもとより市町を含めた地方財政への影響が大きいことから、その全額が補填できる確実な財源措置を行うこと。あわせて、環境性能割の創設に伴う賦課徴収システムの改修に対して、適切な財源措置を行うこと。
- ・自動車重量税は、その約4割が譲与税として市町村に配分される重要な財源であることから、見直しに際しては代替財源を確実に確保すること。

#### 【自動車重量税と自動車取得税】

(単位：億円)

税目	全国			うち兵庫県			備考	
	国	都道府県	市町村	県	市町			
自動車重量税 (国税)	6,625	3,950	—	2,675	99	—	99	約4割を国から市町村に交付
自動車取得税 (都道府県税)	1,665	—	507	1,158	74	24	50	約7割を県から市町村に交付
合計	8,290	3,950	507	3,833	173	24	139	

※H30地方財政計画額、当初予算等をもとに算出

### (5) 固定資産税【総務省】

- 償却資産に係る固定資産税は、企業活動が、土地と建物（家屋）、機械・設備等（償却資産）を一体的に活用して行われることに着目して課税している市町村の基幹税であり、市町村にとっても重要な財源であることから、現行制度を堅持すること。

#### 【固定資産税（償却資産）の状況】

（単位：億円）

税目	全 国		うち兵庫県			
	都道府県	市町村	県	市町		
固定資産税 （償却資産）	16,942	—	16,942	767	—	767

※H30 年度地方財政計画等を基に算出

### (6) ゴルフ場利用税【総務省】

- ゴルフ場利用税は、ゴルフ場特有の行政需要に対応するため、利用者に一定の負担を求めるものである。平成29年度税制改正大綱から、今後長期的に検討するとされたが、ゴルフ場利用税の7割が市町村に交付されており、多くのゴルフ場が所在する本県及び市町では、その廃止又は縮小は財政運営に重大な影響を及ぼすことから、ゴルフ場利用税を堅持すること。
- 現在設けられている70歳以上のゴルフ場利用税の非課税措置を担税力の観点から廃止し、将来にわたりゴルフ人口を増加させる対策として、例えば30歳以下を対象とした非課税措置を創設すること。

#### 【本県におけるゴルフ場に関連する予算額】

（単位：百万円）

項目	主な事業	H30予算額	
		一財	財
災害対策	地滑り対策、洪水対策等	1,472	1,204
環境対策	水質調査、安全指導等	53	7
消防・救急	ドクターヘリ運営等	18	18
道路	アクセス道路維持管理等	2,832	2,736
スポーツ振興	団体・競技者支援等	3	3
地域振興	観光利用促進等	10	10
	合計	4,388	3,978
	参考：本県のゴルフ場利用税収（H28）		3,678

#### 【兵庫県における交付額上位団体】

県内 順位	市町名	ゴルフ場利用税 交付金 （単位：千円）
1	三木市	565,698
2	神戸市	395,456
3	加東市	330,900
4	宝塚市	181,689
5	西宮市	135,431

（平成28年度決算額）

#### 【世帯主の年齢階級別の所得・貯蓄の状況】

世帯主の年齢	1世帯あたり所得	1世帯あたり貯蓄
29歳以下	343.5万円	154.8万円
70歳以上	405.3万円	1,263.5万円

出典：H28国民生活基礎調査（厚生労働省）

### (7) 石油石炭税【総務省、財務省、環境省】

- 環境施策の推進については、地方自治体が大きな役割を担っているが、地球温暖化対策のための税（石油石炭税の税率上乗せ分）による財源は、国策にのみ充てられ、地方への措置がない。石油石炭税の税率上乗せ分に限らず地球温暖化対策のための税を充実し、地方の役割に応じた税財源を確保すること。

(8) 森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、農林水産省】

ア 都道府県の役割に応じた必要な経費の措置

新・市町村に対する指導や助言など都道府県が担う役割を果たすため行う業務に必要な経費は国において全額措置すること。

イ 国民への十分な説明

・地方の基幹的税目である個人住民税に国税を附加することのほか、森林整備により防災や地球温暖化防止等という森林の公益的機能を回復させ、その効果は地方部はもとより都市部にも及ぶことから、幅広く負担を求める制度であること等について、国の責任において国民に丁寧に説明し十分な理解を得ること。

ウ 森林環境譲与税（仮称）の先行実施に係る財源

新・平成36年度から課税される森林環境税（仮称）に先行し、森林環境譲与税（仮称）が平成31年度から実施されるが、財源は国の譲与税特別会計からの借入で対応されることとなっており、他の譲与税の財源等への影響が懸念される。先行実施される森林環境譲与税（仮称）の財源については、地方財政全体に影響がないように確保すること。

エ 森林環境税（仮称）の導入に伴う適切な財源措置

新・森林環境税（仮称）は、市町村が賦課徴収し、都道府県を經由して国へ払い込むとされていることから、市町村の賦課徴収費用、市町村及び都道府県のシステム改修費用等については、森林環境税（仮称）の使途に追加する等、国が適切な財源措置を行うこと。

(9) 軽油引取税【総務省】

・船舶や鉄軌道用車両、農業用機械等の道路を使わない動力源に使用される軽油は課税が免除されているが、道路特定財源から一般財源化されていることを踏まえ、事業活動への影響に十分配慮したうえで、課税免除対象の更なる限定を行うこと。

(10) その他（国民健康保険料（税）等）に係る還付加算金の起算日の見直し【総務省、駐米領事館】

・地方税法改正（平成27年4月施行）により、個人住民税及び個人事業税が過納となった際の還付加算金の起算日は、所得税の還付申告に基因する等地方自治体に帰責事由がない場合には、所得税の還付申告がされた日の翌日から一月を経過する日の翌日を基準とするよう見直されたが、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料及び介護保険料については、還付原因にかかわらず、過納金の納付・納入のあった日の翌日とされていることから、地方自治体に帰責事由がない還付について同様に見直すこと。

4 ふるさと納税における適切な制度設計

(1) ふるさと納税の趣旨を踏まえた返礼品のあり方の検討【総務省】

・返礼品のあり方について、国からその価格の上限を寄附額の3割とする等の運用が示されているが、ふるさと納税は寄附金として経済的利益の無償の供与であること、通常の寄附金控除に上乗せした特例控除が適用されることを踏まえ、廃止あるいは一般的に受け入れられる水準として寄附額の1割を上限とするなど、さらなる検討を行うこと。

- 新・総務大臣通知を大きく逸脱した返礼品を送付している地方公共団体に対して、早急に見直しを行うよう引き続き要請を行うこと。

## (2) ふるさと納税ワンストップ特例制度の見直し【総務省】

- 平成27年度より実施されている「ふるさと納税ワンストップ特例制度」では、所得税控除分相当額も含めて個人住民税から控除されるため、国が本来負担すべき所得税控除分相当額については、基準財政収入額から100%（現行：75%）控除するなど、国の責任において財源措置を図ること。

### 【兵庫県へのふるさと納税に係る控除額の内訳（平成29年度）】

個人住民税（県民税・市町村民税）控除額	94.2億円
うちワンストップ特例制度分控除額	24.5億円
うち所得税控除分相当額	4.4億円

## (3) 「企業版ふるさと納税制度」の弾力的な運用等【内閣府】

- 企業版ふるさと納税制度について、企業から寄附の申し出があれば事前登録を要せずに速やかに税額控除が受けられるよう、地域再生計画の認定手続きの簡素化及び申請時における寄附企業の確保要件を廃止すること。
- 企業版ふるさと納税制度を活用する企業の裾野を広げるため、本社が所在する地方自治体への寄附を可能とすること。
- 地方法人課税は、地域社会の費用を構成員が分担する会費的性格を有することや、法人の寄附は事業所単位ではなく本社一括で行うことが多いことから、基本的には税額控除は国税で対応すべきものである。現行制度の税額控除による法人事業税と法人住民税の減収相当分については、国の責任による財源補填を講じること。